

学びのイノベーション事業及びフューチャースクール推進事業の実施に係る 京都市地域協議会第1回会議

1 日時

平成23年11月24日（木）14：00～16：00

2 会場

京都市立桃陽総合支援学校会議室

3 次第

(1) 開会・挨拶

(2) 委員・オブザーバー等紹介

(3) 議事

ア 座長の選出等

イ 会議の運営

ウ 事業推進体制

エ 事業計画案

オ その他

(4) 閉会・挨拶

4 配布資料

- ・学びのイノベーション事業・フューチャースクール推進事業実証研究に係る平成23年度事業計画（案）
- ・第1回会議参加予定者（資料1）
- ・学びのイノベーション事業及びフューチャースクール推進事業の実施に係る京都市地域協議会設置要綱（資料2）

京都市地域協議会 第1回会議録（概略）

(1) 開会・挨拶

- 柴原指導部長から挨拶

(2) 委員・オブザーバー紹介

- 各委員，オブザーバーから自己紹介

(3) 議事

ア 座長の選出等

- 座長は滝川先生，副座長は柴原部長に決定

イ 会議の運営， ウ 事業推進体制

- 事務局から会議の運営，事業推進体制について説明

- ・事業推進体制について
- ・地域協議会の位置づけ
- ・校内推進協議会（プロジェクト）とプロジェクトリーダーの役割

エ 事業計画案

- 北村校長から事業計画の説明

- ・桃陽総合支援学校と分教室の役割，児童生徒の実態について，ICT活用の現状

- 情報化推進総合センター指導主事から実証研究内容の説明

- ・児童生徒及び教員に一人1台の無線LANで接続されたタブレットパソコンを配備
- ・特別支援学校に特化した使い方をしていく研究（「テレビ会議システム」「遠隔間の理科実験」「協働学習システムの活用」「病院等でのICTを使った自学自習」など）
- ・学校既存のシステムと本事業で新たに導入されるシステム・パソコン機器についての説明
- ・導入されるソフトウェアやクラウド型コンテンツの説明
- ・ICT支援員について
- ・児童生徒向け及び教員向けアンケートによる調査・分析
- ・今後予想される課題と克服
- ・事業実施スケジュールについて

（質疑応答）

- 桃陽総合支援学校総務部長から学校の状況，校内研究・研修の説明

- ・教育課程について
- ・ICTやテレビ会議システムの活用について
- ・今年度の校内研究の予定（遠隔理科実験，協働学習システム，自学自習ソフトの活用）
- ・校内研修の進め方

（質疑応答）

- 事務局から病院での無線LAN設置に関する現状報告

- 総務省（オブザーバー）からご意見

- 滝川座長，柴原副座長からご意見

(4) 北村校長から閉会の挨拶

第1回会議 参加者

1 地域協議会委員等

(敬称略)

氏名	所属・役職
滝川 国芳	国立特別支援教育総合研究所統括研究員
松井 通記	全国特別支援学校病弱教育校長会副会長，全国病弱虚弱教育研究連盟理事長 (愛知県立大府養護学校長)
桶谷 守	京都教育大学教育支援センター教授 (コミュニティ・スクール研究推進委員長)
神月 紀輔	京都ノートルダム女子大学心理学部准教授 [公務のため欠席]
大畑 眞知子	京都市立藤城小学校長 (京都市小学校長会副会長)
森本 哲	京都市立松原中学校長 (京都市立中学校教育研究会情報教育部会会長)
藤谷 貞之	京都市立鳴滝総合支援学校長
(氏名 略)	京都市立桃陽総合支援学校保護者代表
柴原 弘志	京都市教育委員会指導部長
川井 勝博	京都市教育委員会指導部情報化推進総合センター所長【プロジェクトリーダー】
北村 光代	京都市立桃陽総合支援学校長

2 オブザーバー

氏名	所属・役職
川崎 修	総務省近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課上席企画監理官
為実 隆司	総務省近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課企画監理官

3 校内推進委員会(プロジェクト)

京都市立桃陽総合支援学校教員

京都市教育委員会 総合育成支援課指導主事

京都市教育委員会 総合教育センター指導主事

京都市教育委員会 情報化推進総合センター指導主事

4 その他

ICT 支援員

西日本電信電話株式会社京都支店

エヌ・ティ・ティ・コム チェオ株式会社

5 事務局

京都市教育委員会 情報化推進総合センター

学びのイノベーション事業及びフューチャースクール推進事業の実施に係る
京都市地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 京都市立桃陽総合支援学校を実証研究校として京都市が受託した、文部科学省委託事業「学びのイノベーション事業」及び総務省「フューチャースクール事業」（以下「委託事業」という。）の円滑な実施を図るため、学びのイノベーション事業及びフューチャースクール推進事業の実施に係る京都市地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次の事項についての検討、指導・助言及び評価等を行う。

- (1) 事業運営に関する事項
- (2) ICT 関連機器及びシステムの利活用についての実証研究に関する事項
- (3) 教科等の指導、研修及び評価等教育活動についての実証研究に関する事項
- (4) その他座長が必要と認める事項

(組織)

第3条 地域協議会は、委員10名程度をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験、病弱教育及びICT教育に関する専門的知識のある者などから、教育長が委嘱する。
- 3 前項の委員には、委託事業全体の進捗管理及び総務省の求めに応じた説明等の責務を担うために別に定めたプロジェクトリーダーを含むものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。

- 2 委員は再任されることがある。
- 3 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 地域協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は、座長が指名する。
- 3 座長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 座長は、地域協議会を招集し、会議の議長を務めるものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の専門的知識を有する者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 文部科学省及び総務省が指名する者について、オブザーバーとしての参加を認めるものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、情報化推進総合センターにおいて行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月24日から施行する。